

日高川町椎茸駒補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 日高川町の中核産品である椎茸の生産量を回復し、生産意欲の向上と地域経済の振興に資することを目的としてこの要綱を制定し、その補助金交付に関しては日高川町補助金等交付規則（平成17年5月1日施行。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、町内に住所を有する者で農業者等の生産組織（組合）に対して、紀州中央農業協同組合を通じて組合員一人当たり、10,000個以上の種駒を購入した経費について、予算の範囲内において補助する。

(補助額)

第3条 駒菌1個当たり50銭以内を補助する。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第2条に規定する補助金交付申請書(規則様式第1号)に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業実績書	様式第1号	1部	別に定める日

(補助金の交付決定)

第5条 町長は前条の申請書を受理し審査の上、適正と認めたときは当該申請者に対し、補助金交付決定を通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、速やかに規則第13条の規定により補助金等交付請求書（規則第4号様式）を町長に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年 5 月 1 日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 美山村椎茸駒交付要綱（平成16年制定）は廃止する。

様式第1号

年 月 日

日高川町長 様

申請者住所
氏名又は名称



椎茸駒補助金事業実績書

年度において下記のとおり購入したので補助金を交付されたく、日高川町椎茸駒補助金交付要綱第4条の規定によりその実績を報告いたします。

記

1 購入の目的

2 購入内容

単位：(個)円

No	組合員氏名	集 落 名	購 入 数	補助単価	補 助 金 額
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
				50銭以内	
合計					

添付書類

購入を証する書面(領収書等)